

平成27年度税制改正法案が成立・公布されました！（平成27年3月31日）

今年度の税制改正は、デフレ脱却・経済再生を確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人改革、人口減少及び地方における人口流出等の構造的な課題を克服するための地方創生に向けてなど、経済の好循環の着実な実現に資する措置を講ずるものです。

商店街に関連する、中小企業・小規模事業者関係税制の改正について、その概要は次のとおりです。

- 1 中小企業者等に係る軽減税率の維持、中小法人への外形拡大の阻止
 - ・法人税率を15%に軽減する措置 平成28年度末まで適用期限を2年延長
 - ・外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、引き続き慎重に検討
- 2 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長（経営改善設備を取得した場合：取得価格の30%特別償却又は7%税額控除ができる措置）平成28年度末まで適用期限を2年延長
- 3 事業承継税制の拡充（1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務を免除するもの）
- 4 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置等の検討（事業用の宅地について特例措置）
- 5 研究開発税制の強化・重点化（オープンイノベーション型の恒久措置など）

6 中小企業等の貸倒引当金の特例（貸倒引当金繰入限度額の12%増増措置）について、平成28年度末まで適用期限を2年延長

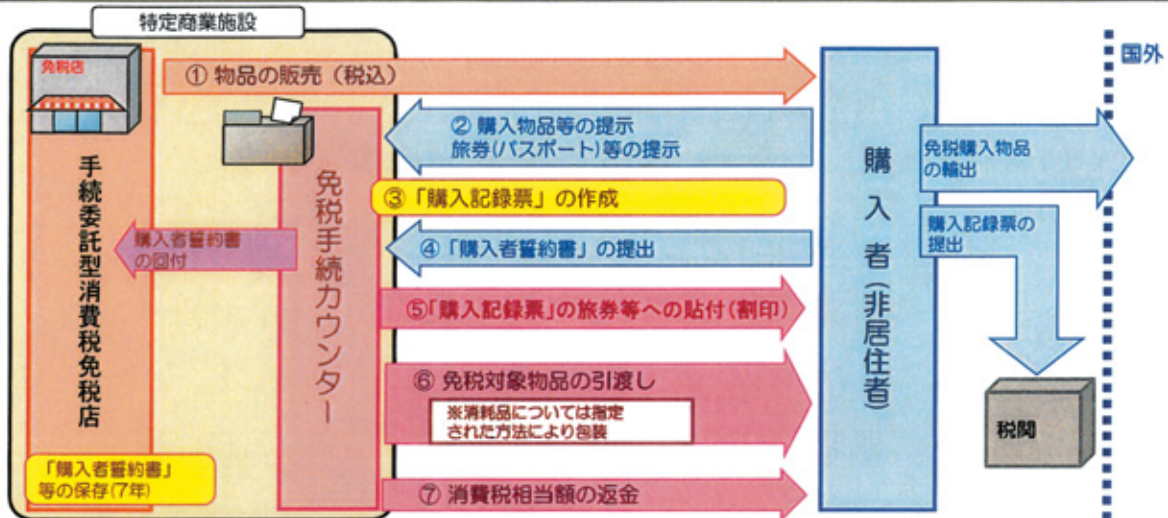
7 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（商店街・ショッピングセンター等）に向け、平成27年4月1日から新たに「手続委託型輸出物品販売場」制度が創設されました。平成26年度には、消費税免税対象物品に消耗品も含めた全商品に拡大されましたが、訪日外国人の需要を取り込むため、商店街等において、各免税店が第三者に免税手続きを委託（ワンストップ化）することを可能とすることにより、免税販売手続きを事業者自らが行う一般型輸出物品販売場に加え、免税販売手続きを承認免税事業者に代理して行わせる「手続委託型輸出物品販売場」とすることが可能となりました。各店舗での手続きが大幅に軽減され、免税制度利用促進が図られることになりました。

また免税店を経営する事業者が、臨時店舗を設置しようとするクルーズ船寄港地の港湾施設について、あらかじめ税務署長の承認を受けた場合には、出店の前日までに臨時店舗を設置する旨等を税務署長に届け出ることにより、臨時店舗での免許販売をおこなうことができるようになりました。

消費税免税店制度とは（手続委託型消費税免税店における手続の流れ）

＜手続の流れ＞

○ 特定商業施設内の手続委託型消費税免税店（※1）で税込で販売し、承認免税事業者（※2）の設置する免税手続きカウンターで免税販売手続（※3）、返金を行う。



- (※1) 手続委託型消費税免税店は、事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。
- (※2) 承認免税事業者は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続きカウンターを設置することにつき納税地を所轄する税務署長の承認を受ける必要がある。
- (※3) 免税販売手続を代理するにあたり、承認免税事業者と手続委託型消費税免税店を経営する事業者の間で、免税販売手続の代理契約を結ぶ必要がある。

石川県商店街振興組合連合会・石川県商店街連合会通常総会

(平成27年5月28日(木)午後5時30分から ANAホリデイ・イン金沢スカイにて)

標記通常総会は、中島理事長(会長)を議長に、平成26年度事業報告・決算、平成27年度事業計画・予算が審議され原案どおり可決されました。引き続き役員候補の補選があり、次の方々、新役員に就任されました。

通常総会終了後、ご来賓いただいた石川県商工労働部次長塚田勝之氏、石川県商工会議所連合会専務理事宮本外紀氏のお二方から丁寧な祝辞を賜りました。

石川県商店街振興組合連合会新役員

理事 山田正雄氏(尾張町商店街振興組合)

石川県商店街連合会新役員

副会長 濱本哲成氏(小松商店会連盟)

理事 竹本佳孝氏(小松商店会連盟)

フードデザート(FDs)問題・無縁社会が生む「食の砂漠」 「買い物弱者の現状と対策に関するシンポジウム」

主催：経済産業省
名古屋市「ウインクあいち」にて平成27年3月11日(水)開催

「買い物弱者・フードデザート問題の実態調査と対策に関する一考察」(基調講演)

池田真志氏 拓殖大学商学部フードデザート問題研究グループ

買い物弱者問題は、「特定の地域における買い物不便の問題」(空間的要因)として捉えられることが多い。そのため、食料品アクセス問題の解決に資する効果的な解決策として、買い物環境の物理的な改善を目指し、配食・買い物代行・宅配(配達型)、買い物場の設置・移動販売・買い物バス(アクセス改善型)、お食事会・料理教室・文化活動(共食型)といった活動は全国に広がり、一定の成果を挙げている。

しかし、FDs問題は、貧困や差別、社会からの孤立などの社会的要因が大きくかかわっている。地域コミュニティのつながりが薄れ、社会から孤立した高齢者の多くは、健康的な食生活の維持に対する興味自体を失い、低栄養を誘引している。自宅の近所に便利なサービスが展開されても利用者は増えず、高齢者の食生活は改善されにくい。

1 実態調査(平成24年度商店街活性化推進調査・研究事業報告書)の概要(〒県U市)

- ①空間分析(FDsマップ作成、買い物弱者数の推計)
- ②アンケート調査(生活環境に関する量的調査)
個人属性、地域サークル・イベントへの参加、買い物行動、宅配サービス利用の有無、食品摂取の多様性調査(10の食品群の摂取状況)(全世帯配布・回収36.4%)
- ③インタビュー調査(生活環境に関する量的調査)

2 調査結果

- ①空間分析 自宅ー生鮮食料品店までの距離500メートル超(81.4%)、中心部・近郊で多様性得点が卓越
- ②アンケート調査
 - ・個人属性 回答者の多くは60代以上、独居(22.1%)
 - ・地域サークル・イベントへの参加 参加しない(54.3%)
 - ・買い物行動 買物先 半数は近場の大型店舗で、移動は徒歩・自転車、買い物頻度 週に数回、困りごと(荷が重いなど)
 - ・宅配サービス利用の有無 配食・宅配サービス利用は進んでいない
 - ・食品摂取の多様性調査 平均(3.7点・健康維持最低基準は4)、多様性得点3点以下・低栄養予備軍(48.9%)、弧食(29.0%)
- ③インタビュー調査

3 まとめ1、2

- ・住民の多くは、買い物弱者。食料品アクセス低下・崩壊。
- ・買い物弱者は、フードデザート問題の一側面。この問題は、上記、食料品アクセス低下・崩壊と、「社会的弱者の集住」、の2つの要素が重なったときに発生する社会問題。独居世帯の急増や貧困の拡大、社会から引きこもる高齢者の孤立や貧困といった社会的要因が強く影響している。FDsエリアにおける生活環境の改善は、高齢者の介護予防に直結する。
- ・食品摂取の多様性得点は、基準値を下回っており低栄養の拡大が危惧される。
- ・食品摂取の多様性得点低群の居住地を明らかにした調査は初。市街地ばかりか、中心部でも確認された。この地区は、高齢の独居世帯が卓越する傾向にある。

- ・高齢者の買い物行動、食生活は多様。介護が必要なひとは福祉の領域、健康意識の低いひとは、買い物支援とは異なるアプローチを必要とする、など支援の対象を明確にする必要がある。

4 パネルディスカッションから

- ・買い物弱者支援事業は、買い物先空白地帯に単に商品を運んだだけでは、十分な顧客は得られない。集客力を高める工夫などとして、採算性を確保していくことが必要。
- ・事業者と消費者がともに支え合って、良質の商品を提供する。
- ・地域を巻き込み、いろいろな立場で向き合い支え合っていくこと。事業継続させていくうえで必要。
- ・福祉とも連携。行政、民間、住民、それぞれの立場でできることを協力しておこなう。



先進事例から得られた示唆(参考)

I 事業をどう立ち上げるか。

- Step1** 「ニーズを把握する」 買い物弱者マップ作成、アンケート・ヒアリング実施(誰が、どこで、何に困っているか)
- Step2** 「既存資源の棚卸し」 自社でできること、他の主体と連携できないか考える。
- Step3** 「事業計画を立てる」 採算が取れるか、地域住民(利用者)や行政、既存事業者の理解・話し合いの場を持つ。
- Step4** 「地域を巻き込む」 地域住民・行政・事業者で協力しあい事業を継続する。常に利用者のニーズを把握する。

II 事業を継続、横展開するにあたってどういった工夫をしていけばよいのか。

- 持続的な収益確立のための取組み(工夫)
 - ・売上向上 客数の確保、客単価の向上、行政サービスなどの受託
 - ・コスト低減(地域資源活用) 空き家や公共施設を活用する。地域のボランティアを活用し人件費を削減(共通・共有化)得意分野の異なる事業者同士で連携する、など。
- 横展開を進めるための取組み(工夫)
 - ・社内における体制作り ノウハウ共通化など
 - ・社外との関係作り 利用者等への認知度向上など

(抜粋:「買い物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策に関する報告書」)

III 問題解決に向けた課題

- ・物理的な買い物環境を改善しただけでは問題は解決しない。
- ・社会からの孤立解消、「人と人とのつながり」(地域コミュニティ)の再生
- ・地域住民(NPO団体)と流通業者、地元行政が連携した地域コミュニティの支援体制の確立、取り組み

平成27年度全国商店街支援センターの支援事業の紹介

平成27年度は、前年度事業を概ね踏襲した内容で実施予定です。

1 商店街よろず相談アドバイザー派遣

商店街の課題解決やイベントなど商店街の活性化を図るための相談、アドバイス（平成28年2月10日（水）まで随時募集しています。）

2 トータルプラン作成支援

商店街での中長期的な事業計画づくりをサポートします。

- ① ビジョンづくりコース 商店街のビジョンづくりのノウハウ等を提供
 専門家派遣→座学研修→事例紹介の講演→10年後の「未来希望図」の作成・発表
- ② 調査コース 事業計画づくりのための調査実施のノウハウ等を提供
 専門家派遣→座学研修→行動指針、調査表等の作成→調査結果の抽出
- ③ プランづくりコース 中期的なプラン（3年程度）の作成支援
 専門家派遣→調査分析・体系化→事業コンセプトの意義研修→事業コンセプトの抽出、事業構築→プランシートへ落とし込み
- ④ 認定支援コース
 ・基礎研修 法人化支援
 ・実践支援 商店街活性化事業計画作成等支援
- ⑤ フォローアップ支援 認定を受けた事業計画の変更申請等の支援

3 商人塾支援 次世代のリーダー発掘・育成

専門家による講義→先進商店街の現地調査→活性化プランの作成→塾生による発表

4 まちゼミ研修 入門コース（2日間）、実践コース（4日間）

5 繁盛店づくり 個店の魅力向上のためのノウハウ、実践的な情報等を提供、繁盛店づくりに取り組めるように人材育成と組織基盤づくりを支援

- ① 入門コース 臨店研修（店舗改善アドバイス）と全体研修（座学）1日
- ② 実践コース 全体研修、臨店研修、参加店会議、通信指導等4か月程度
- ③ フォローアップコース 既受講者に、公開臨店研修、拡大参加

店会議 1日

6 トライアル実行支援（リニューアル）独自のテーマを持つ特徴的な取り組みによる活性化を目指す商店街への体系的な実行支援

（①→②→③）

- ① 新たな取り組み提案コース 企画し実行する際の実行支援
- ② 商店街チャレンジコース 実行→分析→改善の順に数か月間実行支援
- ③ 検証モデルコース 「課題別活性化支援」と「創業促進支援」（計画→実行→分析→改善の順に組みの実行を支援）

* 2から6までの事業については、募集期間内であっても予定件数に達した場合など、予告なく募集を終了する場合があります。応募希望される場合は、下記の株式会社全国商店街支援センターまでお問い合わせください。

株式会社全国商店街支援センター

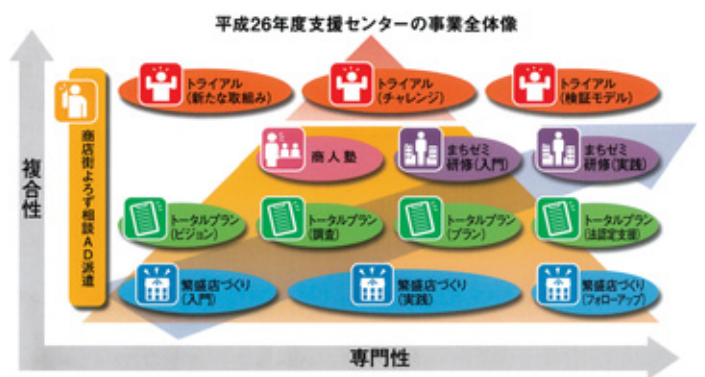
〒104-0043 東京都中央区湊1-6-11

八丁堀エスワンビル4階

電話 03-6228-3061 FAX 03-6228-3062

H P <http://www.syoutengai-shien.com/>

支援事業紹介



「マイナンバー制度」(平成28年1月1日施行予定)(参議院で審議中)

この制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき施行されるもので、「マイナンバー法」といわれています。これによりすべての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員のマイナンバーを把握し、税務関係、社会保障関係の書類へ記載するなどの対応が求められることになります。「マイナンバー 社会保障・税番号制度 民間事業者の対応」（内閣官房・内閣府 特定個人情報保護委員会 平成27年2月版）から必要な項目をピックアップしました。

1 法人番号（13桁）

設立登記法人などは、特段の手続きを要することなく、国税庁長官から、法人番号が指定され、平成27年10月から法人番号などを記載した通知書が送付されます。

法人番号を指定した法人等の名称、所在地、法人番号を「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表されます。

2 民間事業者で対応が必要な事項

- ・従業員及びその扶養家族のマイナンバーの把握
- ・把握したマイナンバーに対する安全管理措置の実施(特定個人情報保護委員会ウェブサイト <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>にてご確認ください。)

ただし、従業員の数が100人以下の事業者は、特例措置があります。（詳細未定）

- ・税・社会保障に係る書類へのマイナンバーの記載 など

* 以上、平成27年3月経済産業省「マイナンバー制度開始に向けた産業界の準備について」から一部抜粋

3 税務関係書類のマイナンバーの記載時期

- ① 所得税の申告書は、平成28年分の申告書から

- ② 個人住民税及び個人事業税の申告書は、平成29年3月15日までに提出する申告書に番号を記載

- ③ 法人税の申告書は、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から（例：3月決算法人の場合は、29年3月決算に係る申告書から番号を記載）

- ④ 法人住民税、法人事業税の申告書についても法人税の申告書と同様

- ⑤ 法定調書は、平成28年1月以降に金銭等の支払等が行われるものから

「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び償金の支払調書」等の法定調書については、平成28年1月以降の支払に係る法定調書を提出する時までに個人番号または法人番号の提供を受け、記載する必要があります。

- ⑥ 支払報告書は、平成28年分の支払報告書（平成29年1月31日までに提出する支払報告書から）

- ⑦ 申告書、届出書は、平成28年1月1日以降に提出すべき申告書等から

4 社会保障関係書類のマイナンバーの記載時期

- ① 雇用保険 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届 等
 平成28年1月1日提出分から個人番号を記載

- ② 健康保険・厚生年金保険 資格取得届、資格喪失届、被扶養者（異動）届 等
 平成29年1月1日提出分から個人番号を記載

- ③ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について
 平成28年1月以降ハローワークから

「西参道商店街の再生と防犯・省エネのまちづくり」

講師 平川 泰氏 浅草西参道商店街振興組合理事長

全振連第2回職員講習会 浅草ビューホテルにて
(平成27年2月5日)

当商店街は、浅草寺本堂西側にあり、歌舞伎座風のアーチから一歩入ると、100メートル余りの通りの床は、天然ひのき材で敷き詰められており、履物(げた)店、和装店、踊り衣装店、刀剣・刃物店、お土産店など40店舗余り軒をつらね、和装風商店街を演出。店舗前面はホワイトで、2階部分はベンガラ格子で統一されており、浅草地区ならではの江戸町風情を醸し出している。

当地区は、明治12年、12階建ての演劇場オープンを機に、大小30余りの演劇場が集まり一大繁盛。当商店街は、戦後復興の中、映画全盛で賑わった六区興業街と浅草寺を結ぶ参道として境内整備の一環として昭和29年地元有志による連棟2階建ての商店街が建てられスタート。六区興業街の繁盛にあわせ隆盛を極めたが、東京オリンピック時カラーテレビが普及するにともない娯楽は劇場から家庭に移り、昭和24年、六区興業街から映画館なくなるにおよび商店街が衰退しやがて街並みはさびれていく。

浅草寺境内西側地区一帯が衰退するなか、周辺商店街が江戸町をテーマとして再整備に取り組んでいることから、NPOまちづくり推進機構(平成20年8月設立)を招き、浅草奥山江戸町協議会を結成(奥山おまいりまち商店街、浅草西参道商店街、浅草花屋敷通り商店街の3商店街)。その中核となる当商店街の再生まちづくり計画提案、活性化委員会が結成され協議を重ね、江戸町というコンセプトでまちづくりも商品構成も「お祭り商店街」として統一した、商店街ビジョンを策定(お祭り商店街「西参道」再生まちづくりプロジェクト)。これを機に「お祭り商店街」をテーマに、ハード・ソフトの各事業を展開。

*お祭り開催は、区の補助金で。

- 平成21年 9月 江戸街並み一体型景観修景事業(3商店街共)
- 平成22年 4月 まちづくり運営連携協定締結(NPOまちづくり推進機構)
活性化委員会(月1回開催)アーケード、道路、防犯、照明が課題。江戸街・お祭りで商店街統一テーマとする。補助金を活用する。
- 平成22年 5月 東京都商店街パワーアップ基金事業 活性化基本計画策定
- 平成22年10月 「浅草奥山こども歌舞伎祭り」(NPOまちづくり推進機構:伝統芸能文化の振興) 奥山おまいりまち商店街振興組合単独のお練りから近隣商店街まで浅草奥山地区全体をアピールし、江戸町文化を発信する。
- 平成23年 3月 商店街活性化法に基づく第五次認定(お祭り商店街「西参道」の再生と防犯・省エネのまちづくり事業)(平成23年4月~平成26年3月)
・「お祭りプラザ」(空き店舗活用) 情報交流拠点整備
・「お祭り商店街」イベント、マップ制作など
・江戸町ファサード修景事業 江戸町風情の街並み再現、LED街路灯整備、バリアフリー対応の木道舗装整備
- 平成23年10月 「西参道防災プラザ」開設
- 平成23年11月 「お祭り商店街」を目指し、東北復興をテーマに「秋田竿燈」、「弘前ねぶた」を招致、公演。
- 平成23年12月 地域商業活性化支援補助金(災害に強いアーケード補強整備(全面)及び空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置) 耐震補強の屋根、LED(ホームレスの一掃)
- 平成24年 3月 アーケードリニューアル(東西アーチを江戸町デザインに)
- 平成24年 5月 「お祭り商店街」を目指し、北海道俱知安太鼓招致・お祭り切抜看板制作・設置
- 平成24年12月 商店街CIデザイン策定(ロゴ、シンボルキャラクターデザイン)
- 平成25年 3月 空き店舗対策として、「お祭りプラザ」から、地域コミュニティの場としての「防災プラザ」に変える。

- 平成25年 8月 地域中小商業支援事業(中小商業活力向上事業)(防犯カメラの設置(16個)、横丁にLED照明設備の整備、ファサード整備、各種イベントの実施)



- 平成26年 3月 アーケードドーム、東口フロントファサード修景完成、お祭り横丁LED化、商店街内を江戸町瓦、暖簾、白壁、ベンガラ格子で統一。お祭りイラスト版画4枚(スマートフォンに対応)、お祭り提灯棚飾り

事業前→事業後(東口ファサード)



事業前→事業後(アーケードドーム)



- 平成26年 3月 「お祭り商店街」を目指し、こども歌舞伎公演・獅子舞のお練り
- 平成26年 4月 地域商業自立促進事業採択(街路の木道舗装整備、空き店舗を活用した交流拠点整備)
・お祭り交流プラザ整備(空き店舗活用)
・街路の木道舗装整備(11月完成) 日本初のひのき・すぎの間伐材をガラス材で強化(不燃)した素材を採用したもの。和装関係の店舗が軒を連ねる江戸町に国内外からの観光スポットとして注目。
- 平成26年 5月 「お祭り商店街」を目指し、三社祭りの囃子、秋田竿燈公演
- 平成26年11月 完成お披露目イベント開催:弘前ねぶた浅草祭り、金龍ねぶた、ひょうたんねぶた、お祭りねぶた5基巡行
- 平成27年 4月 地域商業自立促進事業採択
・お祭り交流プラザ(運営)
・東北復興をテーマにした東北地方のお祭り(秋田竿燈、弘前ねぶた、岩手鹿踊り、盛岡さんさ踊り、山形花笠踊りなど)の浅草公演を計画

今後の課題は、3商店街のタテのひとの流れだけでなく、「横丁」のファサード事業をおこない、タテ・ヨコ相互の回遊・滞留性を高めていくこと。3商店街は、「江戸町」ビジョンのもと、連携協働のイベントも行っており期待はおおきい。